

返還金に関する細則

2025年10月1日制定

第1条 この規定は東京明生日本語学院学則（以下「学則」という）第24条の規定に基づき、納入金の返還事項について定める。

第2条 納入した入学金、授業料、施設設備費、教材費及び選考料は原則として返還しない。

第3条 各コースにおける入学日（4月1日、7月1日、10月1日のいずれか）の1営業日前までに入学を辞退した者には、納入した授業料、施設設備費、教材費を全額返還する。入学金、選考料は返還しない。

第4条 納入金の返還は、学生本人もしくは入金名義人である代理人を通して行われる。学生本人以外に返還する場合は、学生本人より書面にて確認してから返還を行う。返還にかかる振込手数料等は、受取人の負担とする。

第5条 本規定に定めのない事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。